**公益財団法人さいたま市スポーツ協会　賛助会員の募集について（お願い）**

　皆様方よりご賛同いただきました賛助会費は「ＡＥＤの普及」と「ジュニア育成事業」へ使用させていただきます。

|  |
| --- |
| ＡＥＤ普及　　・・・　大会や合宿等で加盟団体やスポーツ少年団へ貸し出しを行っている事業ですが、賛助会費で３台から６台へ増台を実現しました。今後は更なる普及に取り組んでまいります。 |
| ジュニア育成　・・・　当協会ではさいたま市と共同でジュニア育成を目的とした「小中学生等スポーツ基金」事業を行っており、今後は賛助会費を基盤に当協会独自のジュニア育成事業の拡大を目指します。 |

**《会費》法　人（株式会社・有限会社）（年額）１０，０００円（一口以上）**

**個　人（競技団体・個人　等）（年額）　５，０００円（一口以上）**

**【お振込先口座】**

●**埼玉りそな銀行　　さいたま営業部支店　　普通　３８６０６１５**

**●埼玉縣信用金庫　　浦和支店　　　　　　　普通　２３０２０６６**

**●武蔵野銀行　　　　本店営業部支店　　　　普通　１２５２６５２**

**口座名義　：**

**※名義につきましては各口座共通となります。**

**※誠に申し訳ございませんが振込み手数料はご負担ください**

**※賛助会員にご賛同いただいた方のお名前を本協会広報誌「スポーツライフさいたま」に**

**掲載させていただきますので予めご了承ください。**

**寄付金控除について**

　平成２３年税制改正により個人会員の方の場合、従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」も適用されるようになりました。賛助会費をご納入いただきました会員におかれましては、確定申告の際に「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択して所得税の控除を受けてください。

※詳しくは国税局にお問い合わせください

税額控除、所得控除の計算式 　①税額控除か②所得控除のどちらか有利な方を選択して下さい。

●個人に対する税制優遇

①税額控除

【寄付金控除（税額控除）額の計算】（寄付金合計額※1－2,000 円）×40％＝税額控除額※2

※1 寄付金額（賛助会費含む）が総所得金額の40％に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25％が限度となります。

②所得控除

【寄付金控除（所得控除）額の計算】　寄付金合計額－2,000 円＝所得控除額※3

※3 総所得金額等の40％に相当する額が限度となります。

●法人に対する税制優遇

　法人税について、法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算出されます。このとき、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

　　【A】公益法人への寄付金の特別損金算入限度額　（所得金額の6.25％ + 資本金等の額の0.375％）× 1/2

 【B】一般寄付金の損金算入限度額（Aの限度額を超えた分を含む　（所得金額の6.5％ + 資本金等の額の0.25％）× 1/4